

市役所で

突然の地震に備えて、
住まいの耐震性を
確認しませんか？

耐震相談 できます



千葉市では、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事の費用の一部を補助しています

事前相談
実施中!

耐震改修 最大

115万円補助

耐震診断・耐震改修とは

診断士が
チェックします!



●耐震化の流れ

はじめに耐震診断士による耐震診断を行います。

その結果、耐震性が不足している「評点1.0未満」と判断された住宅を、耐震性がある住宅「評点1.0以上」とするために耐震改修設計・工事を行います。

●制度の概要 ※補助額は令和7年度の金額となります。



耐震診断〔対象となる住宅〕木造住宅

- 昭和56年5月31日以前の耐震基準で建設された、在来軸組工法による、2階建て以下の一戸建て住宅

〔補助額〕 補助率 診断費の4/5 上限額 9万6千円



耐震改修〔対象となる住宅〕木造住宅

- 平成12年5月31日以前の耐震基準で建設された、在来軸組工法による、2階建て以下の一戸建て住宅
- 精密診断の結果、上部構造評点が1.0未満

〔補助額〕 補助率 工事費の4/5 上限額 115万円



住宅除却〔対象となる住宅〕木造住宅・非木造住宅

- 昭和56年5月31日以前の耐震基準で建設された住宅
- 耐震診断の結果、木造住宅の場合は上部構造評点が0.7未満(ただし、明らかに危険性があると判断できるものは、診断不要となる場合があります。)
- 非木造住宅の場合は構造耐震指標Is値が0.3未満

〔補助額〕 補助率 工事費の23% 上限額 20万円

(密集住宅市街地の場合は30万円が限度)

●改修方法



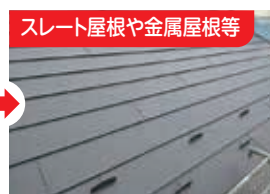
壁の補強



接合部の補強



屋根等の軽量化



スレート屋根や金属屋根等



基礎の補強



エポキシ樹脂補修

耐風改修とは

●耐風改修とは？

瓦屋根を以下のいずれかの方法で改修する工事のことです。

- ①告示基準※に適合する瓦屋根に全面改修する工事
- ②スレート屋根や金属屋根等へ全面改修する工事

※告示基準とは、瓦の緊結方法を定める基準のことで、令和4年1月より、すべての瓦を緊結する方法へと改正されました。

耐風って？



●制度の概要



耐風改修〔対象となる住宅〕瓦屋根の住宅

- 屋根が粘土瓦葺き又はプレスセメント瓦葺きの住宅
- 耐風診断の補助対象で、告示基準に適合していないと判定された住宅（ただし、明らかに告示基準を満たしていないと判断できる瓦屋根は、診断不要となる場合があります。）
- 令和3年12月31日以前の基準で建設された一戸建て住宅で、告示基準を満たしていないと判断できる住宅

〔補助額〕 補助率 工事費又は屋根面積×3万円の
いずれか低い額の23%

上限額 55万2千円



Q A こんな疑問や不安はありませんか。

Q 事前相談しないと、補助は受けられないの？

A 事前相談は必須ではありませんが、補助の条件や必要書類、準備すべきことや注意点など確認できますので、できるだけご相談ください。

Q 誰に診断してもらうの？

A 耐震診断は、千葉市木造住宅耐震診断士が診断できます。なお、耐震診断士の名簿は、ホームページや建築指導課の窓口で提供しています。

Q 自分で申請できるか不安…

A 申請書類の準備や提出、提出書類の修正対応などについて代行者（事業者）が実施する手続代行届制度がございますので、ぜひご活用ください。

Q 「精密診断」ってなに？

A 耐震改修工事の必要性を判断したり、耐震改修設計を行うために実施する診断です。目視や設計図面等による確認に加え、壁などを剥がし内部の構造を確認します。

Q 「上部構造評点」ってなに？

A 木造住宅の耐震性（震度6～7程度の地震に対して、建物が倒壊せずに耐えられるか）を数値化した指標で、下記のように示されます。

判定値（上部構造評点）

- 1.5以上 …… 倒壊しない
- 1.0以上1.5未満… 一応倒壊しない
- 0.7以上1.0未満… 倒壊する可能性がある
- 0.7未満 …… 倒壊する可能性が高い



Q 診断と改修にはいくらぐらいかかるのかな…？

A 費用の平均額は以下となります。（令和7年度実績より算出）

- 耐震診断…19万円
- 耐震改修…159万円
- 耐風改修…329万円

Q 初期費用の負担を軽減できないのかな…？

A 初期費用が高額となる耐震改修・住宅除却や耐風改修では、市が補助金を直接事業者へ支払い、申請者は差額のみを事業者へ支払う、代理受領制度がございます。

Q まとまったお金がないんだけど…

A 耐震改修の際に、住宅金融支援機構と提携している金融機関が提供する【リ・バース60】（住宅ローン）をご利用いただけます。詳細は、住宅金融支援機構ホームページをご確認ください。

補助金の申請の流れ

- 1 事前準備(事前相談)
- 2 交付申請
- 3 交付決定通知
- 4 契約※
- 5 診断又は改修の実施
- 6 実績報告(1月末まで)
- 7 補助金額確定通知
- 8 補助金の交付

※交付決定前に契約した場合は、補助の対象になりませんのでご注意ください。

まずは相談に行ってみよう!

補助制度説明会

耐震診断や耐震改修等の補助制度や、実施までのスケジュールなどについてご説明いたします。

9/4の説明会では、建築士による講演や個別相談会も実施します。



日付 **9/4(金) 10/16(金) 11/20(金) 12/18(金)**

時間 **補助制度説明会：14:00~15:00**

個別相談会(9/4)：15:00~16:00

場所 **千葉市役所本庁舎低層棟4階 調停室**

申込 **説明会：予約不要 個別相談会：先着順(6組)**

予約不要
当日、直接
会場へ

電話で建築指導課まで

事前相談

(補助金の申請に関すること)

翌年度申請を検討している方に、申請に向けた「事前相談」を実施します。

予約不要
当日、直接
窓口へ

時間 **10:00~15:00**
(12:00~13:00除く)

場所 **千葉市役所本庁舎
低層棟4階 E窓口
建築指導課**



建築無料相談会

千葉県建築士事務所協会千葉支部主催で住宅の耐震を含めた住宅に対する技術的な相談を行います。

予約不要
当日、直接
会場へ

日付 令和8年
7/12(日) 8/9(日)
9/13(日) 10/25(日)
11/8(日) 12/13(日)
令和9年
1/10(日) 2/14(日)
3/14(日)

時間 **10:00~15:00**

場所 **千葉市
生涯学習センター**

耐震アドバイザー派遣

ご自宅(木造住宅)の耐震性が気になる方へ、市職員がご自宅を訪問し、耐震診断や耐震改修につながるアドバイスを行います。

電話で
申込み
OK

要件 ●所有者または一親等の親族が居住していること。
●当日に所有者または居住者の立会ができること。

申込 窓口 千葉市役所本庁舎
低層棟4階E窓口
建築指導課
電話 043-245-5836

日時 お申し込み後に、日程調整のうえ決定します。

問合せ先

千葉市建築指導課 ☎043-245-5836

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎低層棟4階 E-mail : shido.URC@city.chiba.lg.jp

